

平成25年2月22日

第2465号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 建設業法による経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等（66・建設政策課）……………1
- 都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧（67・都市計画課）……………2
- 道路区域の変更（68・秋田地域振興局建設部）……………3
- 道路の供用開始（69、70・仙北地域振興局建設部）……………3

公 告

- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（財産活用課）……………3
- 県営土地改良事業の換地処分（仙北地域振興局農林部）……………4

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（5）……………4
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（6）……………5

公安委員会告示

- 年少射撃資格の認定のための講習会の実施（15・生活環境課）……………5

告 示

秋田県告示第66号

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定に基づき、平成25年度に行う建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の26第2項の規定による経営規模等評価の申請及び法第27条の29第2項の規定による総合評定値の通知の請求（以下「申請等」という。）の時期及び方法を次のとおり定め、公示する。

平成25年2月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請等の時期及び方法

(1) 申請等の時期

対 象	時 期
個人及び決算期の属する月が平成24年10月から同年12月までである法人	平成25年3月21日及び同月22日
決算期の属する月が平成25年1月から同年3月までである法人	平成25年6月27日及び同月28日
決算期の属する月が平成25年4月から同年6月までである法人	平成25年9月26日及び同月27日
決算期の属する月が平成25年7月から同年9月までである法人	平成25年12月5日及び同月6日

(2) 申請等の方法

主たる営業所の所在地を所管する地域振興局総務企画部総務経理課に2の書類を持参して提出すること。

- (3) (1)の時期に申請等を行うことができない者又は(2)の方法以外の方法により申請等をする必要があると認められる者に係る申請等の時期及び方法は、建設部建設政策課長が別途指定する。

2 申請等に必要な書類

(1) 申請書又は請求書

省令別記様式第25号の11による経営規模等評価申請書又は総合評定値請求書

(2) 添付書類

- ア (1)の申請書又は請求書に記載した完成工事高に係る省令別記様式第2号による工事経歴書（税抜）
- イ 省令別記様式第25号の10による経営状況分析結果通知書（総合評定値の請求をする場合に限る。）

3 手数料及びその納付方法

(1) 手数料の額

ア 経営規模等評価申請手数料の額

8,100円と2,300円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

イ 総合評定値通知請求手数料の額

400円と200円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

(2) 納付方法

申請等をする際、秋田県証紙により納付すること。

4 経営規模等評価の結果又は総合評定値の通知

省令別記様式第25号の12による経営規模等評価結果通知書又は総合評定値通知書の郵送により通知する。

5 経営規模等評価に係る再審査

法第27条の28及び省令第20条第2項に規定する者は、(1)及び(2)に定めるところにより経営規模等評価の再審査の申立てをすることができる。

(1) 申立ての時期及び方法

ア 法第27条の28に規定する者

経営規模等評価の結果の通知を受けた日から30日以内に建設部建設政策課に(2)の書類を持参して提出すること。

イ 省令第20条第2項に規定する者

同項に規定する評価方法の改正の日から120日以内に1(2)の地域振興局総務企画部総務経理課に(2)の書類を持参して提出すること。

(2) 申立てに必要な書類

ア 省令別記様式第25号の11による経営規模等評価再審査申立書

イ 経営規模等評価結果通知書(省令第20条第2項の規定により申立てをする場合は写し)

ウ 総合評定値通知書(総合評定値の通知を受けた場合に限る。省令第20条第2項の規定により申立てをする場合は写し)

エ 省令別記様式第25号の10による経営状況分析結果通知書(省令第20条第2項の規定により申立てをする場合で、再審査前の総合評定値の通知を受けた場合に限る。)

オ 異議のある審査項目についてその事実の確認に必要な書類(法第27条の28の規定により申立てをする場合に限る。)

(3) 再審査の結果の通知

省令別記様式第25号の12による経営規模等評価結果通知書(再審査前の総合評定値を通知した場合は、経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書)の郵送により通知する。

6 問い合わせ先

秋田市山王四丁目1番1号

建設部建設政策課建設業班(電話018-860-2425)

秋田県告示第67号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年2月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 都市計画の種類

道路

2 都市計画の案の名称

五城目都市計画道路(3・4・7号森山線及び3・5・6号七倉線)の変更

3 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分 南秋田郡五城目町字七倉、字神明前、字稲荷前、字羽黒前及び字杉ヶ崎並びに富津内下山内字谷地、字組田、字深掘及び字上広ヶ野の一部

4 都市計画の案の縦覧場所

(1) 秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課

(2) 秋田市山王四丁目1番2号 秋田地域振興局建設部用地課

(3) 南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目1番地1 五城目町建設課

5 都市計画の案の縦覧期間 平成25年2月22日(金)から同年3月8日(金)まで

秋田県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成25年2月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の 種 類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	寺内新屋 雄和線	秋田市豊岩小山字中山124番3から字狐森49番4 まで	9.50～22.00	1.045
	新	寺内新屋 雄和線	〃	11.50～38.00	1.045

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
(2) 期間 平成25年2月22日から同年3月7日まで

秋田県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成25年2月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	田沢湖畔線	仙北市西木町西明寺字湯尻19番1から19番3まで

2 供用開始の期日 平成25年2月22日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課
(2) 期間 平成25年2月22日から同年3月7日まで

秋田県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成25年2月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	田沢湖畔線	仙北市西木町西明寺字湯尻2番地内

2 供用開始の期日 平成25年2月22日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課
(2) 期間 平成25年2月22日から同年3月7日まで

公 告

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年2月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する物件の所在、種類、床面積等

番号	所 在 地	種 類	床面積 (㎡)	予定価格 (円)
1	男鹿市戸賀浜塩谷字大水沢11番地4	事務所・居宅	91.09	1,720,000
		車庫	14.90	

2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
1	出納局財産活用課 調整・財産管理班（電話018-860-2735） 郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号	平成25年2月22日（金）から同年3月13日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

3 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
1	出納局財産活用課入札室（秋田県庁舎地階）	平成25年3月14日（木）午前11時

4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く。）

5 入札参加申込みに必要な書類等

- (1) 個人の場合
住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）
- (2) 法人の場合
法人の登記事項証明書

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

7 入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第166条に規定するところによる。
なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

8 予定価格

秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

9 その他

詳細に関しては、出納局財産活用課（電話018-860-2735）に照会のこと。

平成25年2月12日県営土地改良事業（仙北西地区農地集積加速化基盤整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定に基づき公告する。

平成25年2月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

選挙管理委員会告示

秋選管告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成25年2月22日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,239

3分の1の数(選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

218,652

秋選管告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりであるので告示する。

平成25年2月22日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	89,088
能代市山本郡	25,729
横手市	27,682
大館市	22,015
男鹿市	9,297
湯沢市雄勝郡	19,953
鹿角市鹿角郡	11,362
由利本荘市	23,639
潟上市	9,562
大仙市仙北郡	31,224
北秋田市北秋田郡	11,182
にかほ市	7,544
仙北市	8,365
南秋田郡	7,332

公 安 委 員 会 告 示**秋田県公安委員会告示第15号**

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第9条の14第1項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第29条第1項の規定に基づき、公表する。

平成25年2月22日

秋田県公安委員会委員長 柴 田 寛 彦

1 実施年月日

平成25年3月29日(金)午前9時から午後4時まで

2 実施場所

秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部第二庁舎 5階会議室

3 講習科目及び講習時間数

空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用の方法について4時間実施する。

4 受講定員

20人

5 受講申込みに必要な書類

(1) 年少射撃資格講習受講申込書 2通

(2) 写真 2枚

写真は、受講申込書を提出する前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

6 受講申込み等

(1) 申込用紙の交付

各受付場所において交付する。

(2) 受付期間

日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除き、平成25年2月22日（金）から同年3月22日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員20人で締め切る。

(3) 受付場所

住所地を管轄する県内の各警察署

7 講習手数料

9,700円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

(1) 講習終了後考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、年少射撃資格講習修了証明書を交付する。

(2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係（電話018-863-1111内線3167）又は県内の各警察署生活安全係（秋田中央警察署にあっては生活環境係）に問い合わせること。